

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB は、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するために IAS 第 7 号および IFRS 第 7 号の修正を提案する

目次

背景

修正案

経過措置、発効日、コメント期間

さらなる情報

本 IFRS in Focus は、2021 年 11 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した、公開草案 ED/2021/10「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS 第 7 号および IFRS 第 7 号の修正案)に含まれる提案について解説する。

- IASB は、サプライヤー・ファイナンス契約が負債およびキャッシュ・フローに及ぼす影響を、財務諸表の利用者が評価することを可能にする情報を企業に提供することを要求する開示目的を導入するために、IAS 第 7 号を修正することを提案する。
- ED はまた、開示目的案を満たすために企業が提供する必要があることとなる定性的および定量的開示を規定している。
- 「サプライヤー・ファイナンス契約」という用語は定義せず、代わりに修正案は、企業が提案された情報を提供することが要求される契約の特徴を記述している。
- さらに、流動性リスクの集中に対する企業のエクスポージャーに関する情報を開示する要求事項に含まれる例としてサプライヤー・ファイナンス契約を追加するために、IFRS 第 7 号に対する修正が提案されている。
- 本修正は、(IAS 第 8 号を適用して) 遡及的に適用される。ED は発効日を提案していない。早期適用は認められることが提案されている。
- ED のコメント期間は 2022 年 3 月 28 日に終了する。

背景

2020 年 12 月、IFRS 解釈指針委員会は、サプライチェーン・ファイナンス契約に適用される IFRS 基準の要求事項を説明するサプライチェーン・ファイナンス契約に関するアジェンダ決定を公表した。本アジェンダ決定に対するフィードバックは、この形態の資金調達に関して企業が提供することが要求される情報が、利用者の情報ニーズを満たすには十分ではないことを示した。IASB はこのフィードバックを検討し、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」および IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案を提案することにより、当該問題に対処することを決定した。

修正案

IAS 第 7 号の修正

IASB は、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債およびキャッシュ・フローに及ぼす影響を財務諸表の利用者が評価することを可能にする、サプライヤー・ファイナンス契約に関する情報を提供することを企業に要求する開示目的を、IAS 第 7 号に追加することを提案する。

本修正は、1 つ以上のファイナンス提供者が、企業が仕入先に負っている金額を支払うことを申し出て、企業は、仕入先に支払われるのと同日または遅い日に、ファイナンス提供者に支払うことに同意する契約としてサプライヤー・ファイナンス契約を説明する。これらの契約は、関連する請求書支払期日と比較して、企業に延長した支払条件、または企業の仕入先に早期の支払条件を提供する。サプライヤー・ファイナンス契約は、しばしば、サプライチェーン・ファイナンス、債務ファイナンスまたはリバース・ファクタリング契約と呼ばれる。

詳細は、下記Webサイト参照

www.iasplus.com
www.deloitte.com
www.deloitte.com/jp/ifrs

見解

サプライヤー・ファイナンス契約の詳細な定義を開発することを試みる代わりに、IASB は、リバース・ファクタリング契約と同様の方法で、企業が仕入先に負っている金額のファイナンスを提供するすべての契約を捉える方法でサプライヤー・ファイナンス契約を記述することを決定した。契約の形態または名称のバリエーションは、本開示要求が適用されるかどうかに影響を与えない。したがって、EDに記載されているサプライヤー・ファイナンス契約の特徴を有するすべての契約は、企業が、財政状態計算書およびキャッシュ・フロー計算書のどこにおよびどのように関連する負債およびキャッシュ・フローを表示し分類するかに関係なく、以下に記述される新しい開示要求案の対象となる。

開示目的案を達成するために、企業は以下のように開示する。

- (a) 各サプライヤー・ファイナンス契約の条件(例えば、支払条件の延長、担保、保証を含む)
- (b) 各サプライヤー・ファイナンス契約について、報告期間の期首および期末における次の事項
 - (i) 当該契約の一部である金融負債の、企業の財政状態計算書に認識されている帳簿価額および当該金融負債が表示されている科目
 - (ii) (i)に基づいて開示する金融負債のうち仕入先がファイナンス提供者からすでに支払を受けているものの帳簿価額
 - (iii) (i)に基づいて開示する金融負債の支払期日の範囲(例えば、請求日の30日から40日後)
- (c) 報告期間の期首および期末における、サプライヤー・ファイナンス契約の一部を構成しない営業債務の支払期日の範囲

企業は、開示目的案を満たすために必要なサプライヤー・ファイナンス契約に関する追加情報(例えば、支払期日の範囲が広い場合の支払期日の範囲に関する追加情報)を開示する。企業は、これらの契約の条件が類似している場合にのみ、異なる契約について開示目的案を満たすために提供される情報を合算することが認められる。

EDは、IAS第7号44A項により要求される財務活動から生じた負債の変動に関する企業の調整表に反映される契約の例として、サプライヤー・ファイナンス契約を追加することを提案している。したがって、企業は、例えば将来のキャッシュ・アウトフローが財務活動から生じるキャッシュ・フローに分類される場合、当該調整表の一環として、サプライヤー・ファイナンス契約から生じた非資金変動(non-cash change)を開示する。

IFRS第7号の修正

IFRS第7号の現行の要求事項に基づいて、企業は、金融負債から生じた流動性リスクをどのように管理しているかの説明を開示する。本修正は、サプライヤー・ファイナンス契約が、特に企業に支払条件の延長を提供する場合または仕入先に早期の支払条件を提供する場合、当該開示を提供することを検討する可能性のある要因であることを規定する。

IFRS第7号の適用ガイダンスには、当初仕入先に負っていた金融負債の一部がファイナンス提供者に集中する結果、流動性リスクの集中がサプライヤー・ファイナンス契約から生じる可能性があることを追加することを提案している。

経過措置、発効日、コメント期間

EDは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用し、修正の遡及的な適用を提案する。

IASBは発効日を提案していない。発効日は、本提案の公開後に決定される。早期適用は認められることが提案されている。

EDのコメント期間は、2022年3月28日に終了する。

さらなる情報

サプライヤー・ファイナンス契約についてご質問がある場合は、通常のデロイト連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#)では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数を指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク(総称して“デロイトネットワーク”)を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001